平成２７年（フ）第３１１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津620番地の15
債務者　ＶＥＬＡＲＤＥ　ＧＵＺＭＡＮ　ＲＩＣＨＡＲＤ　ＰＡＢＬＯ
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３１６号
神奈川県秦野市本町３丁目13番11の301
債務者　安田　淳一
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１０号
北九州市戸畑区椎ノ木町12番９号
債務者　神菊加代子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９２４号
名古屋市昭和区滝川町32番地の１　ＥＭＵ601号
債務者　植村　晋作
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２９７号
東京都荒川区南千住３丁目41－７－207
債務者　近藤　浩子（旧姓奈良岡）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３２９号
埼玉県さいたま市桜区大字下大久保1699－２－808
債務者　高橋　昭弘
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３３２号
東京都江東区亀戸７丁目39－６－606
債務者　八木　真生
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３３４号
東京都三鷹市下連雀２丁目９－17
債務者　田部井裕子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３３５号
東京都足立区花畑３丁目19－17－202
債務者　森　美葉
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３４７号
東京都港区東麻布１丁目13－２－608
債務者　樋口　賢
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３４９号
東京都大田区中央２丁目４－18
債務者　佐藤　公成
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３５０号
東京都羽村市川崎３丁目10－２－105
債務者　門川　純也
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２６５号
大阪府四條畷市北出町30番３号
債務者　近藤　信子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７９号
東京都国分寺市東戸倉１丁目11番地37グリーンハイツ103
債務者　小澤　淳子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５５９号
東京都東大和市向原６丁目1251番地の１ハイツクリスタル105号
債務者　松本　克文
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５６０号
東京都東大和市向原６丁目1251番地の１ハイツクリスタル105号
債務者　松本　優子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部